

川口市障害福祉計画(案)パブリック・コメント意見募集結果

1	意見募集期間	平成25年1月4日(金)から平成25年2月3日(日)	
2	意見提出者	2人	
3	意見件数	22件	
4	意見内容	【意見の趣旨】の中の頁ナンバーは「計画書」の頁であり、パブリックコメント時の計画(案)の頁とは異なります。	
	【意見の趣旨】	【市の考え方】	(案)の修正
(1)	策定委員会のメンバーに、障害者関連でない方が含まれていない。これまでの常識の観念に囚われない、専門外の委員の意見が重要です。	本計画の策定委員につきまして、学識経験者、障害者団体・関係機関の長、地域関係者(公募委員含む)から構成されています。特に公募委員は、広く一般市民の意見も計画に反映できるように選出しているものです。今後も委員の選定にあたっては、様々な観点から検討します。	なし
(2)	「親亡き後」の問題に取り組む「親亡き後」係を新設すべきです。	「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて、障害者が自立できるための支援について、本計画では重点施策として位置づけています。「係」を新設する予定はありませんが、現在の体制において、計画に位置づけられた施策・事業を推進していきます。	なし
(3)	西川口駅西口の駅前地域包括センターはじめとする、福祉行政の拠点をつくり、福祉の充実を図るべきです。	現在各地域において、地域包括支援センターや障害者相談支援センターが地域の拠点となり、各事業所との連携を図りながら事業を行っています。今後も駅周辺を含め、どこにどのような拠点が必要なのかを検討し、支援体制の充実に努めていきます。	なし
(4)	福祉行政の充実化を図るうえでも、利害関係の異なる各障害者団体を束ねる組織づくりが必要です。	本市におきましては、障害者団体の多くが加盟する「川口市障害者団体連絡協議会」と連携を図りながら、障害者施策を効率的に推進しています。	なし
(5)	生活保護受給者の障害者の占める割合は少なくない。生活保護からの脱却のためにも、その分析をはじめ、対策を講ずるべきです。	生活保護を受給している障害者に対する、自立に向けた支援につきましては、生活保護担当課と連携し取り組んでいます。また、生活保護受給者に限らず、低所得の人に対しても引き続き自立に向け、就労支援に取り組んでいきます。	なし
(6)	P42 基本施策4 障害者の社会活動の支援 本文2行目に追加 (理由)障害者の自立支援のために、関係者のみの狭い発想だけでなく、障害者以外の個人、団体の発想を生かすための支援組織をつくるべきです。(例えば、このような個人、団体の発想を生かし、福祉的就労の場での工賃向上を図るための仕組みが必要です。)	～就労の支援と就労機会の 仕組み と充実を図ります。 一般就労につなげるための支援や福祉的就労施設における工賃向上への取り組みにおいて、障害関係者はもとより、関係者以外の個人・団体等からの連携や支援の必要性については認識をしております。「就労の支援、就労機会の充実」、または「福祉的就労の場の充実」の中に、ご指摘をいただいた「仕組み、仕組み作り」も含まれています。	なし
(7)	P50 下段の表 4-1 就労の促進 事業番号87 事業名に追加 (理由)同上	福祉的就労の場の 充実と仕組み 同上	なし

(8)	P 5 8 <u>福祉的就労の場の充実の本文2行目に追加</u> (理由)同上	福祉的就労の場の充実 及び仕組み作り を図ります。	同上	なし
(9)	P 7 0 推進事業 事業番号26 事業概要の2行目に追加 (理由)同上	障害者団体とボランティア団体との連携 及び仕組み作り を図ります。	障害者団体とボランティアグループ(団体)とが学習会や情報交換を行いながら、お互いの連携を図っており、市ではこのような活動の支援を行っており、一般の方の意見・発想等を取入れるなどの仕組みは出来ています。	なし
(10)	P 8 9 【取組みの方向性】の本文4行目に追加 (理由)同上	福祉的就労の場 及び仕組み作り を充実します。	一般就労につなげるための支援や福祉的就労施設における工賃向上への取組みにおいて、障害関係者はもとより、関係者以外の個人・団体等からの連携や支援の必要性については認識をしております。「就労の支援、就労機会の充実」、または「福祉的就労の場の充実」の中に、ご指摘をいただいた「仕組み、仕組み作り」も含まれています。	なし
(11)	P 9 0 推進事業 事業番号87 事業概要の3行目に追加 (理由)同上	～福祉的就労の場 及び仕組み作り の充実を図ります。	同上	なし
(12)	P 1 0 3 推進事業 事業番号135 事業概要の1行目に追加 (理由)防災・防犯対策において、町会・自治会の組織率が低い、限定された単位・組織を切り所とする表現でよいのか。	町会・自治会 及び多様な組織 を単位とした自主防災組織～	自主防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づき、地域住民が協力して地域の防災活動を行うことを期待しています。このことから、地域に組織が乱立することにより、地域の防災活動に混乱を招くことが懸念されることから、町会・自治会を単位としています。	なし
(13)	P 1 0 4 推進事業 事業番号139 事業概要の2行目に追加 (理由)同上	～町会等自主防犯組織を 主体とし、たの多様な組織 への支援を行い、～	市内の自主防犯組織は、平成23年度末現在で188町会・自治会で組織され、またPTAや民間ボランティア団体など108団体が登録されています。刑法犯認知件数は8年連続で減少しており、自主防犯組織による防犯活動は、地域を見守り、犯罪被害を防止するために効果的で重要なものとなっています。	なし
(14)	P 5 6 <u>住まいの場の確保、入所施設の整備について</u> 入所施設やホームを年度計画で、増やしてほしい。入所施設については、建設段階から、その運営など市民の意見の反映できる仕組みを設けてほしい。		入所施設及びグループホームにつきましては、「川口市障害者自立支援福祉計画」に基づき、その現状を把握し、整備に努めております。	なし

(15)	P 5 6 一時入所施設、短期入所施設の充実について 市内にショートステイ施設を増やしてほしい。	「川口市障害者自立支援福祉計画」に基づき、現在ある施設を含め、拡充に向け検討をしていきます。	なし
(16)	P 5 7 相談支援体制の充実について 1ヶ所の窓口で相談や手続きが済むような「総合相談窓口」の設置が難しければ、ひとりでは各課窓口を回るのが困難な人には「市民相談室」の職員が相談者に付き添うなどの支援がほしい。	1ヶ所の窓口で福祉全般の相談や申請事務等を行える体制をつくることは難しい状況ですが、職員一人ひとりの資質の向上を図り、総合的に相談ができる体制づくりに努め、各課窓口を回り相談することが困難な人には、職員が各課への案内を行っています。	なし
(17)	P 5 9 地域で助けあえる体制整備について 災害時要援護者と自治会等の自主防災組織と市との話し合いの場を設け、施策に反映してほしい。	要援護者の安全確保は行政と地域の市民が一体となって取り組む必要性があります。消防団、自主防災組織、福祉関係機関（障害者団体、民生委員など）などと協力体制の整備について、定期的な協議に努めます。	なし
(18)	P 7 5 事業番号36 相談支援事業について 障害者相談支援センターの相談件数が多いため、相談に対する対応が難しくなっているのではないかと。それに対応できるような、職員の数や予算の確保をしてほしい。	障害者相談支援センターは、「障害者自立支援福祉計画」に基づき、市の職員設置基準を満たしている事業者と業務委託を締結し、事業を実施しています。委託料につきましても市と事業者との合意によるものです。	なし
(19)	P 6 6 「1-1障害者の権利擁護と合理的配慮への取組み」について 視覚障害者に対する市役所からの資料の送付については、家族に頼らずに内容が分かるよう、当事者の希望にあった方法で届くような仕組みをつくってほしい。	全庁的に視覚障害者への通知書等の発送を、一人ひとりの希望にあわせ行うことは難しい状況ですが、個々の状況を確認しながら、可能な範囲で当事者の希望にあった送付に努めていきます。	なし
(20)	P 7 7 事業番号47 日中活動系サービスの中の（生活介護）について 生活介護事業所を、年度計画に基づき、増やしてほしい。	生活介護施設については、「川口市障害者自立支援福祉計画」に基づき、必要な施設整備に努めていきます。	なし
(21)	P 1 0 0 5行目に記述の「小・中・高等学校等の避難所」について 小・中・高等学校の一次避難所において、障害特性に配慮した、教室への配置をしてください。	災害時における避難所の運営につきましては、高齢者や障害者をはじめ、女性に配慮した計画を定めており、避難場所での配慮に努めていきます。 また、市内の高齢者・障害者・児童福祉施設等を新たに福祉避難所として指定し、要援護者に配慮した避難所の運営に努めていきます。	なし
(22)	P 1 0 7 第6章 計画の推進のために 1 各主体の役割 (1) 行政(市)について 計画の推進にあたって、庁内各課で定期的な会議を持ってほしい。	計画の推進にあたっては、今後、各課で調整の必要な施策・事業に対しては、随時話し合いの場（会議等）を設け、計画の推進に努めます。	なし